

常任委員会に付託された議案の審査内容です

総務委員会

●開催日：12月7日

笠間市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、行財政改革の一環として、特殊勤務手当を見直すものです。

笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、整備するものです。

笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、育児短時間勤務等に関する規定を加えるための改正です。

平成19年度笠間市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会所管は、市長公室、総務部、消防本部関係で、主に精算金額の確定、入札等による減額、あるいは友好都市再協定締結、コンビ二取納業務にかかる経費の計上などです。

審査の過程において論議された主な事項は、条例の一部改正議案では、条例改正の根拠や育児休業の取得者数、給与などについて、質疑応答が交され、また、一般会計補正予算(第4号)では、植芝盛平氏との関り、シンクライアントシステム導入、選挙の投票時間の繰上げによる時間外勤務手当の減額、滞納整理の体制や要領、就業不能補償費の算出などについて質疑応答が交わられました。

審査の結果、条例の一部改正議案は、各議案とも内容を適切なものと認め、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、また、一般会計補正予算(第4号)は、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

文教厚生委員会

●開催日：12月10日

笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、社会経済状況の変化に対応すべく大人の使用料の上限額を改正するものです。

笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、関連法令の一部改正に伴い特別徴収に関する規定を加えるものです。

指定管理者の指定については、それぞれの施設の管理を社会福祉法人笠間市社会福祉協議会に行わせ、サービスの更なる向上を図るものであり、指定期間は3年から5年間です。

笠間市総合公園ほか体育施設を含む施設の指定管理者の指定については、民間の業者に管理を行わせるものであり、指定期間は5年間です。

土木建設委員会

●開催日：9月7日

市道路線の認定については、8路線の道路認定であり、合併関連事業として今後整備される、友部池野辺線や才木友部線、来栖本戸線のほか、先ごろ笠間西インターまで開通した北関東自動車道の上加賀田地内の側道などを内容とするものです。今回議案に添付されている図面や、認定路線における今後の事業の完成予定時期について、さらに、県からの移管や、民間の開発行為によって認定される市道路線の、道路規格水準の確保などについて、質疑がありました。

一般会計補正予算(第4号)のうち、当委員会所管分としては、都市建設部関連の補正であり、道路維持費における工事請負費の増額や、緊急地方道路整備費の工事請負費の減額のほか、市幹線道路整備費における岩間八郷線、友部池野辺線、友部1級12号線、友部2級10号線などの予算の組み替え、また、友部駅周辺事業費は、補償費から工事請負費へ、予算を組み換えし、岩間駅周辺整備事業費は、買取同意者の変更による、公有財産購入費の減額や、補償費の増額が、主な内容です。友部駅周辺や岩間駅周辺の家屋移転補償費の内容や、整備される1級12号線の現道の扱いなどについて、質疑がありました。

岩間水道事業会計補正予算(第2号)では、配水補償工事収益の減や、消火栓設置費の確定による一般会計負担金の減額のほか、受託工事費や、配水施設建設費の減額を、その主な内容とするものです。質疑はありませんでした。

工業用水道事業会計補正予算(第2号)では、人件費の増額と予備費の減額を、内容とするものです。質疑はありませんでした。

審査の結果、付託された全議案について、全会一致によりまして、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

産業経済委員会

●開催日：12月10日

北山公園の指定管理者の指定については、地方自治法に基づき、北山公園の管理を、指定管理者として、笠間市造園建設業協同組合に、平成20年4月1日から、行わせるものです。現在の北山公園の管理の状況や、その現在の状況と、指定管理者になった場合との比較などについて、質疑がなされました。

土地改良事業の施行については、かすみ用水の農業水利事業に関わるものであり、その中で、基幹水利施設である4つの揚水機場の管理運営を、関係する13の市町で行うにあたり、議会の議決をもとめられているものです。21年度に国営事業が終了予定であり、現在も、国営に関わる揚水施設の負担は、笠間市でも負担しているの

で、その中から、今回の管理運営分を支出するということであり、新たな市の負担受託者の負担は生じないということです。その新たな負担が生じない理由について、質疑がありました。

笠間市一般会計補正予算(第4号)のうち、当委員会所管分としては、農業委員会事務局、産業経済部関連の補正であり、農業者年金の事務費委託に関わる補正、茨城・栃木県境地域の鳥獣害防止対策協議会関係の補正、佐白山周辺整備や観光周遊バス関係の減額、農道改良舗装工事の減額、土地改良関係事業費の増減などが、主な内容です。周遊バスの愛宕山におけるバス停や、菊まつりにおける稻荷神社と笠間市との関係、茨城・栃木県境地域の鳥獣害防止対策協議会関係予算の減額理由などについて、質疑がなされました。

審査の結果、いずれの議案も全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

総務委員会

●開催日：12月7日

(第2号)では、歳入で、事業費の決定による、分担金・県補助金・地方債の減額のほか、新規加入者や滞納繰越分による分担金の増額、歳出では、事業費の決定による設計業務委託や工事請負費の減額が、その主な内容です。受益者分担金の繰越滞納分の内訳や、工事請負費減額の理由、地方債の利率などについて、質疑がありました。

笠間水道事業会計補正予算(第2号)では、人件費の減額のほか、量水器や給配水施設の修繕費による増額、消火栓設置費の確定による一般会計負担金の減額が、主な内容です。質疑はありませんでした。

友部水道事業会計補正予算(第2号)では、第3次拡張事業の確定による、継続費設定額、企業債及び工事請負費の減額補正のほか、泉水の受水費の減額、給配水施設の修繕費の減額を、その主な内容とするものです。友部拡張事業費の支出と収入の関係について、泉水の受水費の減額理由について、質疑がなされました。

岩間水道事業会計補正予算(第2号)では、配水補償工事収益の減や、消火栓設置費の確定による一般会計負担金の減額のほか、受託工事費や、配水施設建設費の減額を、その主な内容とするものです。質疑はありませんでした。

工業用水道事業会計補正予算(第2号)では、人件費の増額と予備費の減額を、内容とするものです。質疑はありませんでした。

審査の結果、付託された全議案について、全会一致によりまして、原案のとおり可決すべきものと決定しました。